

第4回 熊本市特定非営利活動法人条例個別指定制度検討委員会会議録（要旨）

- 1 日時：平成26年10月28日（火） 13時30分～15時30分
- 2 場所：熊本市役所 9階会議室
- 3 出席者：特定非営利活動法人条例個別指定制度検討委員会
（委員）
 - ・出席者：古賀 倫嗣 委員長 （熊本大学 教育学部教授）
 - 緒方 洋子 委員 （NPO 法人チェンジライフ熊本 理事長）
 - 河島 健一 委員 （公益社団法人熊本善意銀行 事務局長）
 - 富士川 佳余子 委員 （NPO 法人熊本県子ども劇場連絡会 専務理事）
 - 山本 裕恵 委員 （公募委員）
 - 吉川 榮一 委員 （日本公認会計士協会南九州会 熊本県部会長）
- ・欠席者： なし

4 配布資料

- ・第4回 特定非営利活動法人条例個別指定制度検討委員会 次第
- ・熊本市個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（素案）骨子（資料1）
- ・熊本市個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例（素案）（資料2）
- ・熊本市個人住民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例施行規則（素案）（資料3）
- ・今後のスケジュール(予定)（資料4）

5 会議録（要旨）

(1) 議事

ア 議事 条例(素案)骨子について

（資料1に基づき、条例(素案)骨子について事務局より説明）

【古賀委員長】

P1～P3までのところで質問、意見、気付いた点があれば伺いたい。

【河島委員】

P3の最後のところだが、新しく追加された部分で、「③前2号に掲げるもののほか、不特定多数の者への公開の方法として市長が認めるもの」とあるのは、前2号以外の場合についてはその都度判断するということか。

【事務局】

お見込みのとおり。

【古賀委員長】

具体的には何を想定しているのか。

【事務局】

インターネットでの公開やチラシ等を公共の施設に置く以外にも町内の掲示版など様々なものが想定される。

【河島委員】

新聞なども入るのか。

【事務局】

そういったものも考えられる。

【富士川委員】

「市長が認めるもの」とあるが、直接市長が認めるわけではなく、実際は担当が認めることになるのか。もう少し具体的に聞きたい。

【事務局】

「市長が認める」方法については、事務が委任されている決裁区分があつて、それに合わせた長が認めることで組織決定となる。

【緒方委員】

P3 イの②について※2で「食費、交通費等の実費に相当する額の支給は可とするが、法人の役員によるものは除く」となっているが、役員が提供した交通費等について言っているのか、それとも役員が行ったボランティアのことを言っているのが分かり難い。また、ここは①のように役員と生計を一にする者は除かないのか。

【事務局】

まず②については、役員が行ったボランティアについてである。また、この要件については、除くのは役員だけである。

【河島委員】

食費、交通費等の支給を可としているのは、それぐらいの実費であればボランティアと見なすということだと思うが、言葉が足りないのではないか。ボランティアのところを見たときに急に食費、交通費等が出てくるので、実費相当のものは支給されてもボランティアと認めるとか、そういう言葉が必要かと思うが。可と書いてあるのが分かり難い。

【古賀委員長】

このあたりの書きぶりはいかがか。確かに一般的にボランティアは無償という先入観はとても強いので、その部分の説明があればと思うが。

【事務局】

そこに関しては規則(素案)の第5条第2号に記載しており、対価があつても食費、交通費等の実費相当はボランティアとして数えるとして表現している。ご指摘のとおり条例(素案)骨子のこの部分は少し言葉足らずかもしれないが、規則の表現で

あれば素直に分かりやすいかと思う。また手引きで記載する際は、工夫したいと考えている。

【古賀委員長】

承知した。他にないか。

【吉川委員】

P2 の考え方について下線部分「現在及び将来にわたって市民に求められる」という言葉が、前回の委員会で潜在的ニーズの掘り起しとか、先駆的活動を含めるためにといった意見があり、このような表現に変えたというご説明だったが、そのまま読んだら、現在あって、かつ将来的にずっとニーズがあるとしか読めない。これは表現を考えた方がいいと思う。例えば、「現在又は将来的に」と表現も考えられると思うが。

【古賀委員長】

及びでは and になるので and ではなく or にしておかないといけないのではないかとということか。

【河島委員】

「現在又は将来において」という表現も考えられる。

【古賀委員長】

現在又は将来においてというところではいかがというところだが、この部分は事務局で充分検討してもらいたい。

(委員よりその他の意見なし。)

【古賀委員長】

それでは P4～5 についてのご意見等を伺いたい。

【河島委員】

P5 の 18 条と 19 条の順番だが、その他の事業の停止と指定の取消しでは、一般的には指定を取消した上で事業の停止になるイメージなので逆のように感じるが。

【事務局】

第 18 条は特定非営利活動とは別のその他の事業の停止の命令について定めており、特定非営利活動に係る事業の停止についてまでも規定しているのではない。

【河島委員】

わかった。

(委員よりその他の意見なし。)

【古賀委員長】

それでは再度 P1～5 まで確認いただき、なにか気付いた点等があればご発言願いたい。

【河島委員】

確認だが、これは指定の手続き等を定める条例だと思うが実際に指定をする場合はどうやって決まるのか。

【事務局】

指定する場合は、指定についての条例を個別に議会に上程して、条例により定めることになる、

【河島委員】

わかった。

【古賀委員長】

特段の異論がなければ、条例(素案)の骨子として了承していただくことになるが、よろしいか。

(委員了承)

イ 議事 その他について

(資料4に基づき「今後のスケジュール(予定)」について事務局より説明。)

【古賀委員長】

このスケジュールについて、意見及び質問はないか。基本的には本日は承いただいた条例(素案)骨子をもとに進めていくようだが、よろしいか。

(委員了承)

【古賀委員長】

これにて本日の議事を閉じさせていただく。